

多言語化（英語）業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「多言語化（英語）業務」を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

多言語化（英語）業務

2 業務の目的

令和4年9月6日に国の認定を受けた「栃木県立博物館文化観光拠点計画」において、県立博物館はリアル展示の刷新やデジタル化したコンテンツ活用による「県内文化観光のゲートウェイ」かつ「文化資源間の接続点」としての役割を強化するとともに、県内文化資源のデジタル化及び同データの一元管理・発信を行うことによって「県内文化資源のデジタルプラットフォーム」として新たな役割を担うこととしている。

本業務では、その事業計画に基づき、外国人観光客等の誘客及び文化資源の理解促進を図るため、県立博物館・美術館収蔵品や国指定文化財等を中心に文化資源の解説の多言語化（英語）を行い、とちぎデジタルミュージアム“SHUGYOKU”（珠玉）や展示解説に反映させるものである。また、多言語化したデータを所有者等へフィードバックし、各施設の多言語化を促進させる。

3 委託料

3,742,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 予定契約期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月26日（金）まで

5 業務内容

【多言語化作業】

- (1) とちぎ文化芸術デジタルアーカイブに格納されている又は格納される予定の文化資源のうち、栃木県が提供する日本語解説文470点（1点あたり300文字程度）について英語で解説文を作成すること。なお、1点あたりの文字数が大きく増減する場合には、県と受託者で協議の上、解説文の点数を決定するものとする。
- (2) 日本の歴史・文化等に知見のある英語ネイティブが業務にあたること。
- (3) 日本語原稿は栃木県から提供するが、翻訳作業にあたっては、「HOW TO 多言語解説文整備」（観光庁）を参考にしつつ、特に以下の点に留意すること。
 - ①外国人にとって難解な専門用語、わかりにくい日本語表現については、受託者は県に事前に作成方針を確認した上で、適切と考える訳文を提示すること。
 - ②時代区分や旧国名については、西暦や現在の都道府県名を併記すること。
 - ③頻出用語について表記揺れを避け、統一性を担保すること。

④書体やフォントを統一すること。

【成果品】

(1) 作成した解説文は、県が指定した形式にて納品すること。

【管理運営業務】

(1) 業務の適切な管理・運営を行うこと。

(2) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。

(3) 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

7 事業の実施に係る留意点

(1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

(3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(4) 本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとすること。

ア 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、栃木県に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は本成果品について、栃木県及び栃木県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。ただし、本成果品をとちぎ文化芸術デジタルアーカイブに直接関係しない事業等に活用する場合、県は受託者と協議の上、実施することとする。

(5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。